

# 震災により被災した方々の医療機関等の窓口負担について ～平成24年3月1日以降も免除措置を延長します～

平成25年2月28日  
まで延長

## ◆東京電力福島原発による警戒区域(\*)にお住まいの方

(\*) ①警戒区域 ②計画的避難区域 ③旧 緊急時避難準備区域  
④特定避難勧奨地点(ホットスポット) の4つの指定区域

平成24年9月30日  
まで延長

## ◆東日本大震災による被災区域(上記以外)にお住まいの方

※入院時食事療養費 及び 入院時生活療養費の自己負担の免除は、平成24年2月29日までです。

《医療機関等の窓口で一部負担金が免除される方》 : (1)、(2)いずれにも該当する方が対象。

(1) 災害救助法及び被災者生活再建支援法に該当する地域にお住まいの方

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

### 【申請手続】

●「一部負担金免除申請書」に罹災・被災証明書等(写)を添えて申請してください。

※現在、すでに「一部負担金免除証明書」(有効期限:平成24年2月29日)をお持ちの方については、健康保険組合から新たな「一部負担金免除証明書」(延長分)を交付いたしますので、更新手続きの必要はありません。

### 【免除に該当する方で既に一部負担金等を医療機関等の窓口で支払っている場合】

還付いたしますので、「一部負担金等還付申請書」で当健康保険組合へ申請してください。  
[一部負担金免除申請を行っていない場合は、同時に両方の申請をしてください。]